

## 福岡県障がい者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設（以下、「障がい者支援施設」という。）、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障がい者支援施設等」という。）に準ずる者として知事が行う認定及び次条第1項第5号に規定する共同受注窓口との契約について必要な事項を定めるものです。

関連資料：福岡県障がい者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/42799.pdf>

（福岡県福祉労働部障がい福祉課）